

## 第2号議案

### 県立特別支援学校学則の一部改正について

県立特別支援学校学則(昭和43年宮城県教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年10月18日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

## 1 改正の趣旨

- (1) 県立学校条例の一部を改正する条例(令和5年宮城県条例第48号)の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
- (2) 聴覚支援学校の学科の改正を行うもの。
- (3) 令和6年度県立特別支援学校高等部の入学希望等を勘案し、収容定員を変更するもの。

## 2 改正内容

- (1) 第14条、別表第一及び別表第二に宮城県立秋保かがやき支援学校を加える
- (2) 別表第三第二号の表の学科を改める
  - ・学科改編の内容
    - 【改編前】専門学科 4学級  
(産業工芸科、機械システム科、被服科、理容科)
    - 【改編後】普通科 1学級  
専門学科 2学級(工業技術科、生活デザイン科)
- (3) 別表第三第二号の表の収容定員を改める

## 3 施行日

令和6年4月1日

# 県立特別支援学校学則の一部改正について

## 2(3) 収容定員の改正

【高等部】

※ゴシック体が変更した部分

(単位:人)

	学 校 名	学 科	収 容 定 員							
			改 正 前				改 正 後			
			第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
1	視覚支援学校	普 通 科	11	11	11	33	11	11	11	33
		保健医療科	8	8	8	24	8	8	8	24
2	聴覚支援学校	産業工芸科	8	8	8	24		8	8	<b>16</b>
		機械システム科	8	8	8	24		8	8	<b>16</b>
		被 服 科	8	8	8	24		8	8	<b>16</b>
		理 容 科	8	8	8	24		8	8	<b>16</b>
		普 通 科					<b>8</b>			<b>8</b>
		工業技術科					<b>8</b>			<b>8</b>
		生活デザイン科					<b>8</b>			<b>8</b>
3	光明支援学校	普 通 科	25	31	31	87	25	<b>25</b>	31	<b>81</b>
4	小松島支援学校	普 通 科	38	22	22	82	<b>29</b>	<b>38</b>	22	<b>89</b>
5	秋保かがやき支援学校	普 通 科					<b>8</b>			<b>8</b>
		産業技術科					<b>32</b>			<b>32</b>
6	西多賀支援学校	普 通 科	14	20	20	54	14	<b>14</b>	20	<b>48</b>
7	石巻支援学校	普 通 科	35	35	27	97	<b>30</b>	35	<b>35</b>	<b>100</b>
8	気仙沼支援学校	普 通 科	19	19	19	57	<b>8</b>	19	19	<b>46</b>
9	名取支援学校	普 通 科	22	22	27	71	22	22	<b>22</b>	<b>66</b>
10	角田支援学校	普 通 科	19	19	22	60	<b>16</b>	19	<b>19</b>	<b>54</b>
11	迫支援学校	普 通 科	19	19	19	57	<b>14</b>	19	19	<b>52</b>
12	金成支援学校	普 通 科	19	19	19	57	19	19	19	57
13	古川支援学校	普 通 科	14	28	19	61	<b>22</b>	<b>14</b>	<b>28</b>	<b>64</b>
14	船岡支援学校	普 通 科	20	20	23	63	20	20	<b>20</b>	<b>60</b>
15	山元支援学校	普 通 科	22	30	30	82	22	<b>22</b>	30	<b>74</b>
16	利府支援学校	普 通 科	27	27	17	71	<b>25</b>	27	<b>27</b>	<b>79</b>
17	岩沼高等学園	産業技術科	40	40	40	120	40	40	40	120
18	岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	8	8	8	24	8	8	8	24
19	小牛田高等学園	普 通 科	24	24	24	72	24	24	24	72
20	女川高等学園	産業技術科	24	24	24	72	24	24	24	72
	合 計		440	458	442	1,340	<b>445</b>	<b>440</b>	<b>458</b>	1,343

## 2(3) 収容定員の改正

### ＜秋保かがやき支援学校の新設に伴う状況＞

【高等学園の定員数増減】

(単位:人)

学校名	学科	収容定員								
		改正前(R5)				改正後(R6)				増減
		第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計	
岩沼高等学園	産業技術科	40	40	40	120	40	40	40	120	0
岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	8	8	8	24	8	8	8	24	0
小牛田高等学園	普通科	24	24	24	72	24	24	24	72	0
女川高等学園	産業技術科	24	24	24	72	24	24	24	72	0
秋保かがやき支援学校	産業技術科					<b>32</b>			<b>32</b>	32
合計		<b>96</b>	96	96	<b>288</b>	<b>128</b>	96	96	<b>320</b>	32

- 軽い知的障害のある生徒の学びの場となる高等学園等については、令和6年度から年次進行で32人ずつ定員増となる。

【通学区域変更を行う学校の第1学年収容定員数増減】

(単位:人)

		収容定員 (第1学年)		
		改正前 (R5)	改正後 (R6)	増減
光明支援学校	普通科	25	25	0
小松島支援学校	普通科	38	29	-9
名取支援学校	普通科	22	22	0
西多賀支援学校 <sup>※</sup>	普通科	3	3	0
合計		88	79	-9

※西多賀支援学校の知的障害は重度重複障害のみ対象

秋保かがやき支援学校	普通科		8	8
------------	-----	--	---	---

- 秋保かがやき支援学校の新設に伴い通学区域変更を行う4校においては、1校が9人の定員減、3校が増減なし。
- 秋保かがやき支援学校新設により8人の定員設定となる。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則  
 県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「宮城県立聴覚支援学校」を「宮城県立聴覚支援学校  
 宮城県立秋保かがやき支援学校」に改める。

別表第一中

宮城県立小松島支援学校松陵校

知的障害者に対する教育

を

宮城県立小松島支援学校松陵校

知的障害者に対する教育

に改める。

宮城県立秋保かがやき支援学校

知的障害者に対する教育

別表第二第一号の表中「宮城県立小松島支援学校松陵校」を

「宮城県立小松島支援学校松陵校  
 宮城県立秋保かがやき支援学校」に

改める。

別表第三第二号の表宮城県立聴覚支援学校の項を次のように改める。

普通科	三年	八	八
産業工芸科	三年	八	八
機械システム科	三年	八	八

宮城県立聴覚支援学校

工業技術科	三年	八	八	八
被服科	三年	八	八	八
生活デザイン科	三年	八	八	八
理容科	三年	八	八	八

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

三一	三一
----	----

を

二五	三一
----	----

に改め、同表宮城

県立小松島支援学校の項中

三八	一一一
----	-----

を

二九	三八
----	----

に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県立秋保かがやき支援学校

普通科	三年	八	八
産業技術科	三年	三二	三二

別表第三第二号の表宮城県立西多賀支援学校の項中

二〇	二〇
----	----

を

一四	二〇
----	----

に改め、同表

宮城県立石巻支援学校の項中

三五	三五	二七
----	----	----

を

三〇	三五	三五
----	----	----

に改め、同表宮城県立

気仙沼支援学校の項中

一九一九一九

を

八一九一九

に改め、同表宮城県立名取支援

学校の項中

二七

を

二二二

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

一九一九二二

を

一六一九一九

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

一九一九一九

を

一四一九一九

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

一四二八一九

を

二二二一四二八

に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

二三

を

二二〇

に改め、

同表宮城県立山元支援学校の項中

三〇三〇

を

二二二三〇

に改め、同表宮城県立利府支援

学校の項中

二七二七一七

を

二五二七二七

に改める。

## 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

改正後

改正前

第一条から第十三条まで (略)

第十四条 寄宿舎を付置する学校は、次のとおりとする。

宮城県立視覚支援学校  
 宮城県立聴覚支援学校  
 宮城県立秋保かがやき支援学校  
 宮城県立船岡支援学校  
 宮城県立支援学校岩沼高等学園  
 宮城県立支援学校小牛田高等学園  
 宮城県立支援学校女川高等学園

第十五条から第十七条まで (略)

附則(略)

別表第一（第一条の二関係）

第一条から第十三条まで (略)

第十四条 寄宿舎を付置する学校は、次のとおりとする。

宮城県立視覚支援学校  
 宮城県立聴覚支援学校  
 宮城県立船岡支援学校  
 宮城県立支援学校岩沼高等学園  
 宮城県立支援学校小牛田高等学園  
 宮城県立支援学校女川高等学園

第十五条から第十七条まで (略)

附則(略)

別表第一（第一条の二関係）

学 校 名	教 育 の 種 別
(略)	
宮城県立小松島支援学校松陵校	知的障害者に対する教育
宮城県立秋保かがやき支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育

学 校 名	教 育 の 種 別
(略)	
宮城県立小松島支援学校松陵校	知的障害者に対する教育
宮城県立秋保かがやき支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育

別表第二（第二条関係）  
 一 小学部及び中学部

別表第二（第二条関係）  
 一 小学部及び中学部

学 校 名
(略)
宮城県立小松島支援学校松陵校
宮城県立秋保かがやき支援学校

学 校 名
(略)
宮城県立小松島支援学校松陵校



校 宮城県立光明支援学	校 宮城県立聴覚支援学						(略)	学 校 名	宮城県立拓桃支援学校 (略)				
	普 通 科	理 容 科	生 活 デ ザ イ ン 科	被 服 科	工 業 技 術 科	機 械 シ ス テ ム 科			産 業 工 芸 科	普 通 科	二 小学部 (略) 別表第三(第二条関係) 一 幼稚部 (略) 二 高等部		
	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年			三 年	三 年		収 容 定 員	
	二 五	八	八	八	八	八			八	八			学 第 一 年
	二 五	八	八	八	八	八			八	八			学 第 二 年
三 二	八	八	八	八	八	八	八	学 第 三 年					

校 宮城県立光明支援学	校 宮城県立聴覚支援学						(略)	学 校 名	宮城県立拓桃支援学校 (略)				
	普 通 科	理 容 科	被 服 科	機 械 シ ス テ ム 科	産 業 工 芸 科						二 小学部 (略) 別表第三(第二条関係) 一 幼稚部 (略) 二 高等部		
	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年							収 容 定 員	
	二 五	八	八	八	八								学 第 一 年
	三 二	八	八	八	八								学 第 二 年
三 二	八	八	八	八				学 第 三 年					

宮城県立古川支援学校	(略)	宮城県立迫支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立気仙沼支援学校	宮城県立石巻支援学校	宮城県立西多賀支援学校	宮城県立秋保かがやき支援学校	宮城県立小松島支援学校
普通科		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	産業技術科 普通科	普通科
三年		三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年 三年	三年
二二		一四	一六	二二	八	三〇	一四	三三 八	二九
一四		一九	一九	二二	一九	三五	一四	二 二	三八
二八		一九	一九	二二	一九	三五	二〇	二 二	二二

宮城県立古川支援学校	(略)	宮城県立迫支援学校	宮城県立角田支援学校	宮城県立名取支援学校	宮城県立気仙沼支援学校	宮城県立石巻支援学校	宮城県立西多賀支援学校	(新設)	宮城県立小松島支援学校
普通科		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科		普通科
三年		三年	三年	三年	三年	三年	三年		三年
一四		一九	一九	二二	一九	三五	一四		三八
二八		一九	一九	二二	一九	三五	二〇		二二
一九		一九	二二	二七	一九	二七	二〇		二二

以下略	(略)	校宮城県立利府支援学	校宮城県立山元支援学	校宮城県立船岡支援学
		普通科	普通科	普通科
		三年	三年	三年
		二五	二三	二〇
		二七	三二	二〇
		二七	三〇	二〇

以下略	(略)	校宮城県立利府支援学	校宮城県立山元支援学	校宮城県立船岡支援学
		普通科	普通科	普通科
		三年	三年	三年
		二七	二三	二〇
		二七	三〇	二〇
		一七	三〇	二三